浜松市公告第３１９－１６号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び浜松市契約規則（昭和３９年浜松市規則第３１号）第４条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

　　令和７年５月１３日

浜松市長　中野　祐介

記

１　制限付一般競争入札に付する事項

（１）工事名　令和７年度　浜松市本庁舎本館親子時計更新工事

（課名・入札番号）アセットマネジメント推進課　第０００２３号

（２）工事場所　浜松市中央区元城町　地内

（３）工事概要　電気通信工事（別紙発注仕様書のとおり）

（４）工　　期　契約締結日の翌日から令和８年３月１３日まで

（５）本工事は、入札者から発注仕様書に基づく見積設計図書をもって申し込みをさせる責任設計施行方式の工事である。

２　契約事項を示す場所

（１）入札担当課　〒４３０－８６５２　浜松市中央区元城町１０３番地の２

浜松市財務部調達課　　　　　　　電話　０５３－４５７－２１７６

Ｅメールアドレス　tyotatu＠city.hamamatsu.shizuoka.jp

（２）契約担当課　（１）に同じ

３　制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

　　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成２０年１０月１日告示第３９０号）の規定により令和７・８年度における電気通信工事の競争入札参加の資格の認定を受けている者であること。

（３）浜松市内に本店を有する者であること。

（４）建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とすることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

（５）浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止中でないこと。

（６）浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（９）以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

４　一般競争入札参加資格の確認

（１）この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を別記の１により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から７日以内に通知する。なお、提出は電子入札システム（以下「システム」という。）による提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準　様式３）を提出）を得た場合は、別記の１により持参することができる。

　　（※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準　様式４）を提出し発注者の指示に従うこと。）

（２）入札参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の２によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から２日以内に行う。

（３）入札参加資格がないと認められた者及び別記の１の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

５　契約書案、入札心得及び発注仕様書等について

（１）契約書案、入札心得、発注仕様書及び図面等（以下「発注仕様書等」という。）は、別記の３により閲覧させ又は入札情報サービス（以下「ＰＰＩ」という。）に公開する。

（２）発注仕様書等に対する質問書は、別記の４により提出すること。

（３）（２）の質問に対する回答は、開札執行日の前３日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

６　現場説明会の日時及び場所等　現場説明会は、実施しない。

７　入札執行の日時及び場所等　　入札執行の日時等は、別記の５により執行する。

８　入札方法等

（１）システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参して入札できる。

（２）必要な書類

　　ア　システムによる入札の場合　入札書及び工事費内訳書

　　イ　紙入札による場合　　　　　入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

※なお、入札にあたって提出する工事費内訳書については、様式は一切問わないが、第１回の入札に際して入札書に記載する入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（３）（２）の文書を提出しない者の入札は認めない。

（４）入札執行回数は、２回を限度とする。郵便による入札参加者は、１回目の入札で落札者が決定しなかった場合、２回目の入札には参加できないものとする。

９　調査基準価格及び最低制限価格

（１）この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。

（２）最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。なお、調査基準価格は設定しない。

１０　入札保証金　この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

１１　前金払、中間前払金及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領に基づいて行う。中間前払金は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づいて行う。

１２　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（１）この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者のした入札

（２）一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に３に掲げる参加資格を失った者の行った入札

（３）発注仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

（４）入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

　　ア　人的関係

（ア）一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

（イ）一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ　その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が１者を除き入札を辞退した場合は、残る１者の入札は無効とはならない。

１３　落札者の決定方法

（１）予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあっては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（２）落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者の決定を行う。

１４　期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第７６号）第１条第１項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

１５　この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

１６　くじの実施

　　落札候補となるべき金額の入札をした者が複数ある場合、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の３ケタのくじ番号を入力すること。なお、紙入札による場合は、入札書に任意の３ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

１７　現場代理人の常駐義務の緩和

　　この工事は、現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。

別　記

１　一般競争入札参加資格確認申請等

（１）システムによる入札の場合

ア　提出期間　令和７年５月１４日（水）午前９時から令和７年５月２７日（火）午後０時（正午）までのシステム稼動時間内とする。

イ　提出書類　確認申請書（様式－１）、見積設計図書（発注仕様書に基づくもの。見積書については、発注仕様書に定めるもののほか、名称、数量、単価等の詳細を記載し、かつ、公共建築工事積算基準に基づき工事費を構成して、積算と作成をすること。）

（２）紙入札による場合

ア　提出期間　持参の場合は、令和７年５月１４日（水）から令和７年５月２７日（火）までの午前９時から午後５時まで（最終日は午後０時（正午）まで。郵送の場合は　　令和７年５月２６日（月）必着とする。）

イ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

ウ　提出書類　確認申請書（様式－１）、紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準　様式３）、見積設計図書（発注仕様書に基づくもの。見積書については、発注仕様書に定めるもののほか、名称、数量、単価等の詳細を記載し、かつ、公共建築工事積算基準に基づき工事費を構成して、積算と作成をすること。）

（３）一般競争入札参加資格確認申請結果通知

　　令和７年６月４日（水）午後１時以降、システムによる申請については、システム又は電子メールにより通知する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

２　入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア　方　　法　システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

イ　提出期限　令和７年６月６日（金）午後５時

ウ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

エ　回　　答　令和７年６月９日（月）までに、システム又は電子メールにより通知する。

３　発注仕様書等の閲覧、公開及び入手方法

（１）閲覧期間及び公開期間　令和７年５月１３日（火）から令和７年６月１１日（水）まで（ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時から午後５時までとする。）

（２）閲覧場所　　　　　　　浜松市役所（財務部調達課）

（３）公開場所及び入手方法　ＰＰＩの当該案件のページからダウンロードして入手すること。

４　発注仕様書等に対する質問

（１）提出方法　システム、電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

（２）受付期間　令和７年５月１４日（水）から令和７年６月３日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前９時から午後４時まで

（３）提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

５　入札執行日時等

（１）入札書等受付期間

　　ア　システムによる入札の場合

　　令和７年６月１０日（火）午前９時から令和７年６月１１日（水）午後０時（正午）までのシステム稼働時間内とする。

　　イ　紙入札による持参の場合

　　令和７年６月１０日（火）から令和７年６月１１日（水）までの午前９時から午後５時まで（最終日は午後０時（正午）までとする。）※郵送は（２）ウを参照。

（２）提出方法

ア　システムによる入札の場合　工事費内訳書を添付の上、提出すること。

　　イ　紙入札による場合

　　　（ア）　提出場所　浜松市役所（財務部調達課）へ（１）までに直接持参すること。

　　　（イ）　提出書類　入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

　　　（ウ）　入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続ができなくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準　様式４）及び入札書、委任状（代理人の場合）、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

　　ウ　紙入札による郵送の場合

　　　（ア）送付先　　浜松市役所 財務部 調達課 工事契約グループ

　　　（イ）提出期限　令和７年６月１０日（火）必着

　　　（ウ）郵送方法　一般書留郵便又は簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便

郵送用封筒には、①送付先（入札担当課の郵便番号・所在地・名称）、②件名、③入札者の郵便番号・所在地・名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載し、入札（見積）書と工事費内訳書が一つの封筒に封かんできない場合は、それぞれを封かんした上で一つの郵送用封筒により送付すること。

　　　（エ）提出書類　入札書、工事費内訳書

　　　（オ）郵送提出の注意事項

①入札（見積）書等が浜松市に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができないもの。

②郵便等による入札参加者は、１回目の入札で落札者が決定しなかった場合、２回目の入札には参加できないもの。

（３）開札の日時　令和７年６月１２日（木）　午前９時５０分

（４）開札の場所　浜松市役所（入札室）

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（浜松市財務部調達課）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事等一般競争入札心得」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し､間違いのないようにすること。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

記

１　課名・入札番号　アセットマネジメント推進課　第０００２３号

２　工事名　令和７年度　浜松市本庁舎本館親子時計更新工事

３　その他説明事項

（１）一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札参加資格確認申請書（様式－１）を使用することとし、システムにより提出する場合は、添付するファイルの名称には業者名と様式の名称を必ず入れること。

（２）現場（工事）説明

現場説明は実施しない。

（３）質疑応答書の提出について

質疑のある場合についてのみ、令和７年６月３日（火）午後４時までに別紙様式－５により提出すること。

（４）その他

以下の用紙等が必要な場合は、入札担当課へ問い合わせること。

ア　「浜松市建設工事等一般競争入札心得」

イ　「質疑応答書」

４　浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更することがある。

５　実施上の留意事項

（１）見積設計図書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（２）提出された見積設計図書は、審査以外に提出者に無断で使用しない。

（３）提出された見積設計図書は返却しない。

（４）発注仕様書で要求する基準を満たさない等、不適切な見積設計図書を提出した者は失格とし、入札参加資格を有しないものとする。

（５）見積設計図書の内容に関するヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は、別途通知する。

（６）予定価格は、提出された見積設計図書の内容を精査して算定する。

（７）発注仕様書に定める、工事受注後に提出等を必要とする図書等の作成に掛かる費用は、受注者の負担とする。

（８）受注者の提示した見積設計図書については、設計内容を担保するために監督・検査時において履行状況の検査を行うものとする。受注者の責により設計内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行うものとするが、再度の施工が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額等を行うことがある。また、工事成績評定点を減ずる措置を併せて行う場合がある。様式－１

一般競争入札参加資格確認申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公告番号 | 浜松市公告第３１９－１６号 | 公告年月日 | 令和７年５月１３日 |
| 工事名 | 令和７年度　浜松市本庁舎本館親子時計更新工事  （課名：アセットマネジメント推進課　入札番号：第０００２３号） | | |
| 工事場所 | 浜松市中央区元城町　地内 | | |
| 業種ランク | 令和７・８年度電気通信工事 | | |
| 添付書類 | 見積設計図書（発注仕様書に基づくもの） | | |

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第３１９－１６号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　代表者氏名

様式－５

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質　疑　応　答　書 | | 入札番号 | 第０００２３号 |
| 工　事　名　令和７年度　浜松市本庁舎本館親子時計更新工事 | | | |
| 提　出　日　令和　　年　　月　　日　　　回　答　日　令和　　年　　月　　日 | | | |
| 項　目 | 質　　疑　　事　　項 | 回　　答　　事　　項 | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |

※電子入札システム及びＥメールで提出する場合は、WORD文書を添付すること。